

第3回

平成29年9月29日

特許要件

白鷗大学
杉山 務

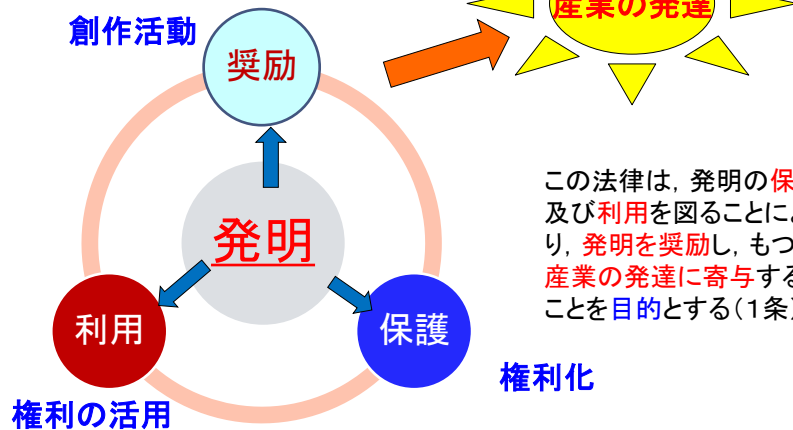
自分が権利を取る場合と、
他人が権利を取る場合
の両方の立場で考えます

29年度【知的財産法】杉山 務

特許制度（パテント）



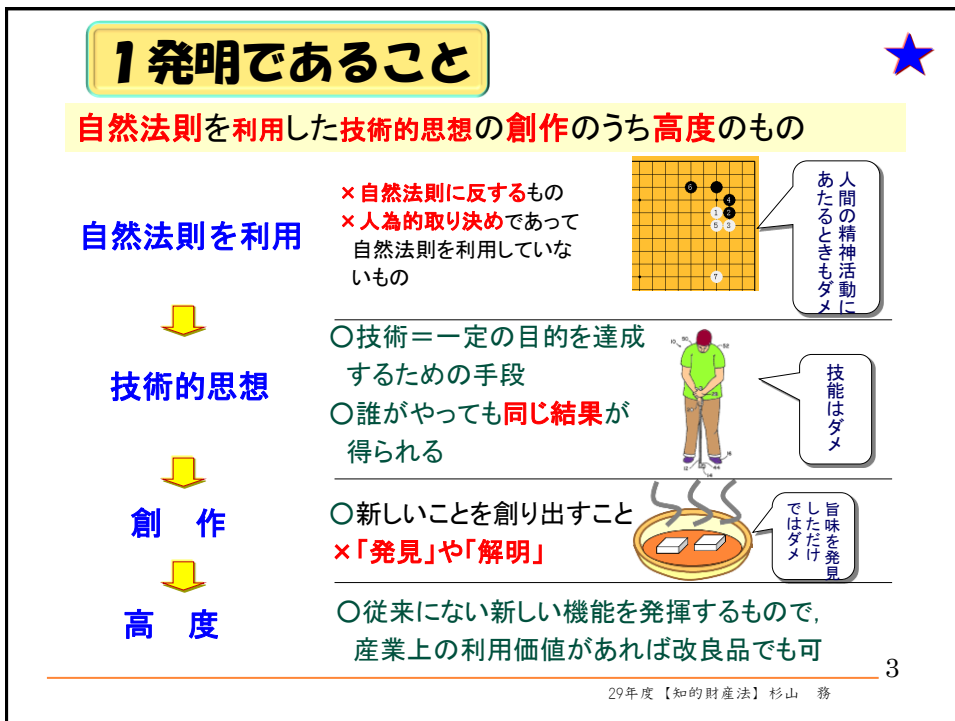
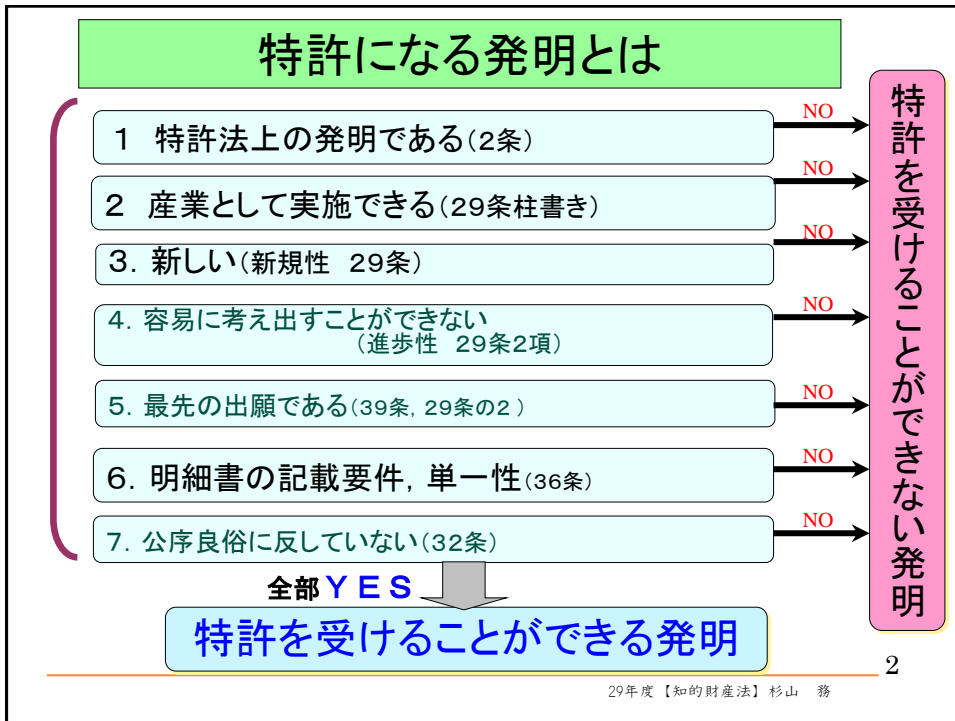
特許法の目的



権利化

1

29年度【知的財産法】杉山 務



2 産業として実施できること

産業上利用することができる発明をした者は、…
その発明について特許を受けることができる。

産業として実施できるものに該当しないもの

- 人間を対象として手術、治療又は診断する方法
- 業として利用できない発明
- 實際上、明らかに実施できない発明



4

29年度【知的財産法】杉山 務

3 新しいこと<新規>

次の発明は特許とならない。

- 一 特許出願前に公然知られた発明
- 二 特許出願前に公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に、頒布された刊行物に記載された発明
又はインターネットを通じて公衆に利用可能となった発明

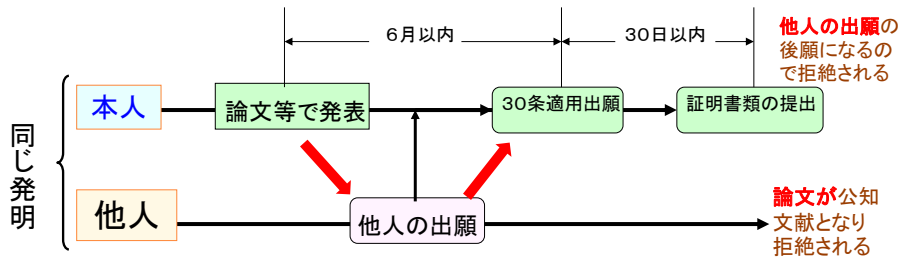
公知の発明と同じ発明は保護されない

- 「新規性」がないとされ、特許されないもの
公知、公用、刊行物記載発明
- 「新規性」の判断の仕方
判断の基準日：**出願の時**
発明と公知の発明の各構成要素を比較対照し、すべてが一致又は同等のものであれば、新規性なし

5

29年度【知的財産法】杉山 務

例外：公知になってしまった場合



他人の出願がなければ、救済される。しかし・・・

発表と特許出願するまでの間に、その発明と同じ発明について他人が特許出願した場合、発表した特許出願は他人の特許出願の存在で拒絶され、他人の出願も発表の存在で拒絶される。この場合、誰もその発明について特許を取得することはできない

6

29年度【知的財産法】杉山 務

4 容易に考えつかない

特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたときは、その発明については、特許を受けることができない

公知の発明から容易に発明することができた発明は保護されない《進歩性》

・判断

- 判断の基準日: 出願の時
- 判断の基準レベル: 当業者の技術水準

当業者とは、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者

7

29年度【知的財産法】杉山 務

5 最先の出願

同一の発明について異なつた日に2以上の特許出願があつたときは、**最先の特許出願人**のみがその発明について特許を受けることができる

・先願主義

ダブルパテント排除

特許請求の範囲の記載で判断
(出願書類に記載して限定した特許権を請求する範囲)



※ 大正10年法までは先発明主義を採用

8

29年度【知的財産法】杉山 務

6 出願書類の記載

- ・その発明の内容が、**第三者**が読んで**実施できる**程度に具体的に記載されていること
- ・権利を求める**技術的**範囲が明確であること

★出願時に発明の内容をきちんと記載しておくことが重要

特許明細書 <発明が開示された出願書類>

権利書としての性格
技術文献としての性格



明確に記載する必要がある

9

29年度【知的財産法】杉山 務

7 公序良俗に違反しない

公の秩序, 善良の風俗又は**公衆の衛生を害するおそれがある発明**については, 特許を受けることができない

- 発明の**本来の目的**が, 公序良俗を害するもの
例. 偽札製造方法, アヘン吸引具

<参考>盲人のために識別を可能とするため, パンチ孔を穿った紙幣
←公序違反にならないとする高裁の判決

- 公衆の**衛生を害するおそれのあるもの**
例. 使用時に一酸化炭素が発生するおそれが明らかなガス調理器具

10

29年度【知的財産法】杉山 務

ま と め

ま
と
め

ご清聴 ありがとうございました。

①の提出

杉 山 務

4回(4日:水)は, 重要な特許要件: 進歩性, 先願, 特許の対象外のもの

11

29年度【知的財産法】杉山 務

特許要件（29条）¹

(1) 発明であること ⇒ 第2回

(2) 産業上利用できること

産業とは、工業、農業などの生産業だけでなく、運輸業、保険業、金融業、通信業など広い意味での産業を意味

産業として実施できないものとして

- ① 人間を手術、治療、診断する方法
- ② 実際上明らかに実施できないもの（例. 宇宙エレベータ）＜現時点の技術レベル前提＞
- ③ 個人的にのみ使用し市販可能性のないもの（ブランコのこぎ方）

*** 産業として実施できなければ、産業の発達に寄与することにならないので、最低限必要な要件である。「産業として実施」には大量生産だけでなく少量生産である手工業も含まれる。ただし、人間を手術することや、治療又は診断する方法などは産業としての実施には含まれない。しかし、手術や治療に使用する医療機器や、医薬品は人間に直接作用するものではないので発明の対象となる。

(3) 新しいこと、新規性（29条1項）

新しい発明で世の中にないものであること

出願の時点が基準とされるから、出願後に知られた発明には影響されない。

公然と知られた発明、公然と実施された発明、書籍やインターネットで公表された発明は不可

*** 既に世の中に存在するものを公開しても産業の発達になんら寄与することとはならないから、新しくない限り特許権を付与する価値は生じない。

公衆に知られていれば新しくないといえる。公衆とは不特定の人間である。秘密にする義務を負った人間が多数いて知ることとなっても公知とはいわない。一方不特定少数の人間が知ることになれば、それは、公知になったといえる。さらに、誰でも見られる状態にしてあれば、例え誰も見た実績がなくても公然と知られうる状態であれば新しいとはいえない。なお、発明の内容を理解できない子供が見ることができても、新規性はなくなる。

・新規性喪失の例外²

公知となった日から6月以内の出願であれば、新規性喪失の例外規定の適用を申請して出願すれば救済される。ただし、その間に他人の同じ発明が公知となったり、出願されたりした場合は救済されない。

他人が勝手に発明を公知にした場合も、意に反する公知として、例外として扱われ救済される。

この救済規定は国ごとに異なり、外国で権利を取得する予定であれば、救済を期待することはできない。大多数の国では博覧会での公知は別として、認めない国がほとんどである。

この制度は、特許出願より前に公開された発明は特許を受けることができないという原則に対する例外規定であり、仮に出願前に公開した発明についてこの規定の適用を受けたとしても、例えば、第三者が同じ発明について先に特許出願していた場合や先に公開していた場合には、特許を受けることができないので、可能な限り、早く出願をすることが重要である。

¹（特許の要件）

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

²（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

★ 自分で公知とした場合は、出願時に適用申請が必要だが、意に反する公知は、公知となったことを認識していない場合も多く、出願時の申請は不要である。

(4) 進歩性 (29条2項) ⇒ 第4回

(5) 先願 (39条, 29条の2) ⇒ 第4回

(6) 明細書の記載 (36条)

特許制度は、新しい発明をした者に発明の公開の代償として独占権を付与することで産業の発達に寄与するものだから、発明の内容は当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていることが条件である。

特許請求の範囲は権利書としての性格を有するのに対し、明細書は、技術文献の性格を有するから、明確に記載することが産業の発達に貢献する重要な要素である。

*** どの程度書いてあれば実施可能な程度といえるかは、一律に決めることができず困難を伴う判断となる。なぜなら、内容を理解した後に書類を読めば理解できるが、読んだ最初には理解できないことが往々にしてあるからである。

実務では、単に理解できないだけでは、拒絶となることは少なく、発明の効果を達成するために必要な事項が記載されていないから、実施可能な程度まで記載されていないという結論になるものが多い。

★ 発明の単一性 (37条)³

一つの出願には一つの発明を記載することが原則だが、特定の関係であれば複数の発明を記載することができる。

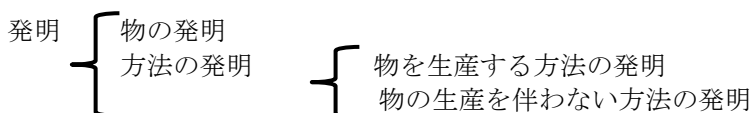
出願された発明は審査官により審査されるが、審査官には専門性があり、審査困難な複数の技術が一つの出願に含まれていると、審査官の負担だけでなく、正確な判断ができないこととなり、不安定な権利が生じることとなる。

特定の関係にある複数の発明を一つの出願に含めることは、審査官にとっては関連する発明をまとめて審査することができるだけでなく、出願人の出願手続きが簡易になり、第三者にとっても関連する発明情報が効率的に入手可能となる利点がある。

特定の関係とは、例えば、雑音を減らす工夫をした発明である場合に、その目的を達成するために、異なる複数の手段を採用したそれぞれの発明は、特定の関係にある。

発明の種類

発明の表現形式



① 物の発明の場合

その物を生産し、使用し、譲渡し、貸渡し、輸出し、若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含みます。）をする行為について権利の効力が及ぶ。

② 方法の発明の場合

その方法を使用する行為について権利の効力が及ぶ。

③ 物を生産する方法の発明の場合

その方法を使用する行為、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為について権利の効力が及ぶ。

(7) 「公序良俗」に反しないもの (32条) ⇒ 第4回

【問】次の問について、答えなさい。

Q1: 公の場で試験をした発明については、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるために必要な要件は何か。

Q2: 特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった発明について特許出願する場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けるために、証明する書面をいつまでに提出することが必要か。

³ 第37条 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。